

指定居宅介護支援重要事項説明書

あなた(または、あなたのご家族等)が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問してください。

この「重要事項説明書」は、厚生労働省の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第4条の規定に基づいて、居宅介護支援契約の締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社シブヤ
代表者名	代表取締役 大山 由美子
本社所在地	〒922-0436 石川県加賀市松が丘1丁目17番地12
電話番号	0761-73-2227
FAX番号	0761-73-4226

2 ご利用者への居宅介護支援を提供する事業所について

(1) 事業所の所在地 営業日等

事業所名称	居宅介護支援相談室 みつばち
介護保険指定事業所番号	石川県指定 1770600466
事業所所在地	〒922-0436 石川県加賀市松が丘1丁目7番地31
電話番号	0761-73-4567
FAX番号	0761-73-4226
運営の事業実施地域	加賀市、小松市
営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、以下の日は休日とします。
	・国民の祝日
	・8月14日から8月16日 ・12月30日から1月3日
営業時間	午前9時から午後6時まで

(2) 事業所の職員体制

職種	氏名	人数	備考
管理者	石原美恵	1	管理者と介護支援専門員は兼務しています。
介護支援専門員	中川大介 ・ 高橋晃尋 石原美恵	3	

(3) 事業の目的及び運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>利用者が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるようなサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、介護保健施設との連携調整その他の便宜の提供を行う事を目的とします。</p>
	<p>1. 利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮したものとします。</p> <p>2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しています。</p> <p>3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。</p> <p>4. 利用者および利用者家族を含めた居宅サービスを提供出来るように努めます。</p> <p>5. 関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>

3 居宅介護支援の内容、利用料について

<p>居宅介護支援の内容</p>	<p>別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法について」をご参照ください。</p>
	<p>上記の居宅介護支援サービスは、介護保険適用となり、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する(法定代理受領)ので、利用料の自己負担はありません。</p> <p>ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領が出来ない場合は、次の料金をいったんお支払いいただきます。(金額はいずれも月額)</p> <p>居宅介護支援費(Ⅰ)</p> <p>1. 要介護1, 2 (i) 10860円</p>

	(ii)	5440円
	(iii)	3260円
2. 要介護3, 4, 5	(i)	14110円
	(ii)	7040円
	(iii)	4220円
居宅介護支援費(Ⅱ)		
1. 要介護1, 2	(i)	10860円
	(ii)	5270円
	(iii)	3160円
2. 要介護3, 4, 5	(i)	14110円
	(ii)	6830円
	(iii)	4100円
3. 初回加算(1月につき)		3000円
4. 入院時情報連携加算Ⅰ		2500円
5. 入院時情報連携加算Ⅱ		2000円
6. 退院、退所加算	Iイ	4500円
	Iロ	6000円
	IIイ	6000円
	IIロ	7500円
	Ⅲ	9000円
7. 緊急時等居宅カンファレンス加算(月2回)		2000円
8. 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		3000円
9. 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		3000円
10. 通院時情報連携加算(1月につき)		500円
11. 新型コロナウイルス感染症対策		所定単位数の0.1%
12. 特定事業所加算 Ⅲ		3230円
※事業者が居宅サービス計画を利用者に交付することや、利用者宅への最低月1回の訪問等を怠った場合は、居宅介護支援費が減額されることがあります。		

4 その他の費用について

交通費	2の(1)に示す「通常の事業実施地域」を超えて事業を行う場合は、交通費の実費をお支払いいただきます。なお、自動車を
-----	---

入居費	<p>使用する場合は、次の額をお支払いいただきます。</p> <p>●通常の事業の実施地域を越える1kmごとに 50円</p>
-----	---

5 秘密の保持について

利用者又はその家族に関する秘密の保持	<p>事業者及び事業者の使用する者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、正当な理由なく第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、事業者の使用する者が退職した後も、また、利用者との居宅介護支援にかかる利用契約が終了した後も継続します。</p>
--------------------	--

6 事故発生時の対応について

事故発生時	<p>運営基準に基づき利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、5年間保存します。</p> <p>また、利用者に対する、居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行うものとします。</p>
-------	--

7 介護支援業務に関する相談、苦情について

居宅介護支援相談室みつばち	<p>●電話番号 0761-73-4567</p> <p>●FAX番号 0761-73-4226</p> <p>●担当者 石原 美恵（管理者）</p> <p>●対応時間 月～金曜日 午前9時～午後6時</p> <p>※管理者不在の場合の事業者への連絡</p> <p>●電話番号 0761-73-2227</p> <p>●事業者役員 大山 由美子（代表取締役）</p>
加賀市役所 介護福祉課	<p>●所在地 〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地</p> <p>●電話番号 0761-72-7853</p> <p>●FAX番号 0761-72-7797</p>
石川県国民健康保険 団体連合会	<p>●所在地 〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎</p>

